

# 内航海運における 契約の現状の課題

---

令和2年1月24日(金)

一般社団法人 日本海運集会所

# 日本海運集会所作成の契約書様式について

日本海運集会所が作成する書式53種のうち、内航関連の主な書式は以下の通り。

## 内航関連契約書のラインナップ(内航8書式)

### ■ 内航定期傭船契約書／内航タンカー定期傭船契約書

オペレーターとオーナー間の定期傭船契約の際に使用される契約書。

### ■ 内航運送契約書／内航タンカー航海傭船契約書

荷主とオペレーター間の1航海の貨物運送契約の際に使用される契約書。

### ■ 内航成約覚書

内航運送契約書や内航タンカー航海傭船契約書を一定量の貨物の運送(所謂「数量契約」)を目的として使用した場合に、1航海の貨物運送の際に使用される簡易な覚書。

### ■ 内航運送基本契約書

期間を定めた上で、基本的な運送条件を定め、都度の1航海の運送にその条件を適用させる場合に一次オペと二次オペの間にて使用される契約書。

### ■ 内航運航委託契約書

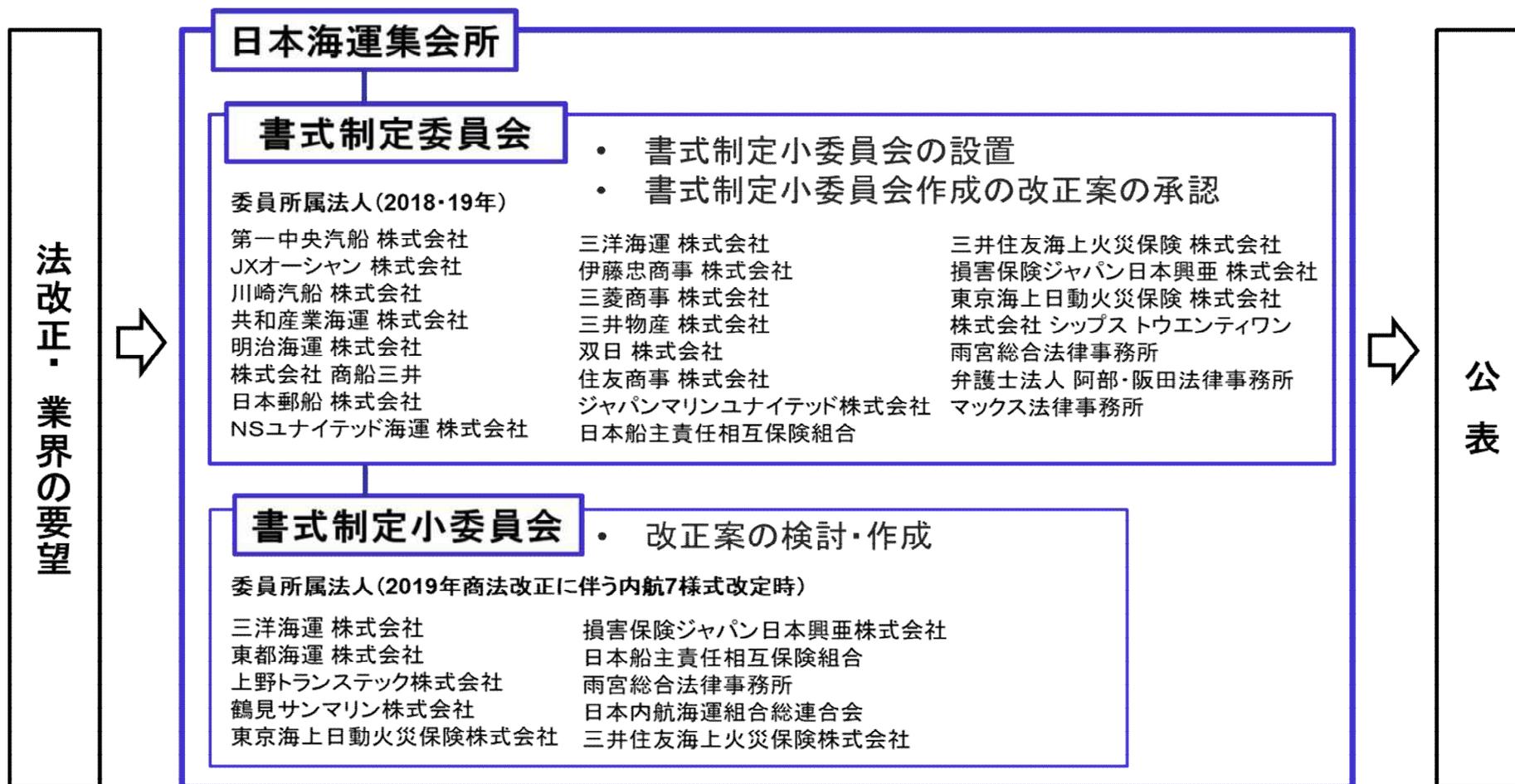
オペレーターとオーナー間の運航委託契約の際に使用される契約書。

### ■ 内航船舶管理契約書

内航海運業者と船舶管理会社間の船舶管理契約の際に使用される契約書。

# 契約書様式の制定について

- 書式の制定・改定は、法律の改正や、業界の要望を契機に検討される。
- 常設委員会である書式制定員会の下に、策定する書式に関連する法人からなる小委員会を設置し、そこで得た改正案を書式制定委員会で承認したものを公表する
- 委員は公平を期すため、海運事業者、荷主企業、保険者、弁護士等に依頼する



# 平成31年2月の契約書改正のポイント

## トラブルになりやすい事由に対応するための条項①

現在の実務慣行に基づき、以下の通り荷役責任に関する条項を新設した(タンカーの運送契約書には従来より規定あり。)

一般貨物船・・・原則として、積み揚げともに荷主又は傭船者が荷役責任及び費用を負う。

タンカー・・・原則として、船積み時には、ホース取付口までは荷主又は傭船者が、荷揚げ時には、ホース取付口までは運送人又は船主が荷役責任及び費用を負う。

### 一般貨物船:運送契約書第9条

新書式	旧書式
<b>第9条【荷役の責任と費用】</b> 1. 荷主は、自己の危険、責任及び費用で貨物を船積みし、積みつけし、荷揚げし、運送人には、如何なる危険、責任及び費用をも負担させない。 2. 荷主は、ステベドアが引き起こした本船のいかなる部分に対する損害についても責任を負う。	明示規定無し

### タンカー:タンカー航海傭船契約書第4条

新書式	旧書式
<b>第4条【荷役責任】</b> 1. 貨物の船積みは、本船の固定ホース取付口までは、傭船者の費用と責任により行われる。 2. 貨物の荷揚げは、本船の固定ホース取付口までは、船主の費用と責任により行われる。	<b>第4条【貨物の受渡し及び責任の限界】</b> 貨物の受渡しと責任の限界は、船積み及び荷揚げとも、本船の固定ホース取付口とする。

# 平成31年2月の契約書改正のポイント

## トラブルになりやすい事由に対応するための条項①

### 一般貨物船：定期傭船契約書第9条

新書式	旧書式
<p><b>第9条【荷役責任】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>傭船者は、自己の危険と費用により、必要であれば、ステベドアを手配し、船積み、積付け、荷ならし、ラッシング、荷敷、アンラッシング、荷揚げ及び検数を含むすべての貨物取扱を実施しなければならない。</li><li>傭船者がステベドアを手配した場合においても、作業についてはすべて船長の指図に従わなければならない。ただし、船主は、ステベドアの故意又は過失について、その責任を負わない。</li><li>傭船者は、ステベドアが引き起こした損害について責任を負う。</li></ol>	明示規定無し

### タンカー：タンカー定期傭船契約書第10条

新書式	旧書式
<p><b>第10条【荷役責任】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>貨物の船積みは、本船の固定ホース取付口までは、傭船者の費用と責任により行われる。</li><li>貨物の荷揚げは、本船の固定ホース取付口までは、船主の費用と責任により行われる。</li><li>傭船者は、船主の費用と責任により本船に備え付けられているホース、レジューサーその他荷役機材を使用することができる。</li></ol>	明示規定無し

# 平成31年2月の契約書改正のポイント

## トラブルになりやすい事由に対応するための条項②

中間ホールド(タンク)クリーニングに関する費用負担や責任に関する規定を新設。

### 一般貨物船: 定期傭船契約書第32条

新書式	旧書式
<p><b>第32条【中間ホールドクリーニング】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 船員が作業を安全に実施でき、かつ実施地の規則が許容する場合に限り、傭船者は、船主に対し、航海の前後あるいは荷揚げ後、第一部⑱欄記載の金銭を支払うことにより、船員によるホールドの清掃又は洗淨を要求することができる。船主は、当該作業後に行われる官憲や荷主等によるホールド検査の不合格につき責任を負わない。クリーニングに要した時間に対する傭船料及び燃料は、傭船者の負担とする。</li><li>2. ホールドクリーニングに必要な全ての洗淨剤、添加剤(化学薬品及び化学洗剤を含む)は、傭船者が供給し、その代金を支払う。</li><li>3. 傭船者は、本傭船契約の期間中及び返船時、貨物関連の残渣又はホールド洗淨水、洗淨剤、化学洗剤及び／又は廃棄物の除去及び処分に伴う全ての費用及び時間(離路を含む)につき責任を負う。</li><li>4. 他に別段の合意がある場合を除き、傭船者は、ホールドクリーニングの代わりに第一部⑱欄記載の金銭を一括支払することにより、ホールドクリーニングを行わずに本船を返船することができる。</li></ol>	<p><b>第5条【費用の負担区分】</b> 〔傭船者負担費目〕 ...、艙内の清掃費用...</p>

# 平成31年2月の契約書改正のポイント

## トラブルになりやすい事由に対応するための条項②

タンカー：タンカ一定期傭船契約書第33条

新書式	旧書式
<p data-bbox="297 379 824 419"><b>第33条【中間タンククリーニング】</b></p> <ol data-bbox="297 427 1086 1495" style="list-style-type: none"><li data-bbox="297 427 1086 866">1. 船員が作業を安全に実施でき、かつ実施地の規則が許容する場合に限り、傭船者は、船主に対し、航海の前後あるいは荷揚げ後、第一部⑱欄記載の金銭を支払うことにより、船員によるタンクの清掃又は洗浄を要求することができる。船主は、当該作業後に行われる官憲や荷主等によるタンク検査の不合格につき責任を負わない。クリーニングに要した時間に対する傭船料及び燃料は、傭船者の負担とする。</li><li data-bbox="297 874 1086 1002">2. タンククリーニングに必要な全ての洗浄剤、添加剤(化学薬品及び化学洗剤を含む)は、傭船者が供給し、その代金を支払う。</li><li data-bbox="297 1010 1086 1225">3. 傭船者は、本傭船契約の期間中及び返船時、貨物関連の残渣又はタンク洗浄水、洗浄剤、化学洗剤及び／又は廃棄物の除去及び処分に伴う全ての費用及び時間(離路を含む)につき責任を負う。</li><li data-bbox="297 1233 1086 1401">4. 貨物の再積み付けに必要なクーラント等の物質は、傭船者が手配し、供給し、その費用を負担する。ただし、中間及び定期検査の際は、船主が手配し、供給し、その費用を負担する。</li><li data-bbox="297 1409 1086 1495">5. 返船時に船主が希望する場合、タンククリーニングを行わず、残滓を買い取ることができる。</li></ol>	<p data-bbox="1102 379 1503 419"><b>第5条【費用の負担区分】</b></p> <p data-bbox="1102 427 1406 507">〔傭船者負担費目〕 タンク内の清掃、...</p>

# 平成31年2月の契約書改正のポイント

## トラブルになりやすい事由に対応するための条項③

オーバータイムに関し、傭船者による手当の支払いと、法令に基づき実施されることを明記。

### 一般貨物船：定期傭船契約書第34条

新書式	旧書式
<p><b>第34条【オーバータイム】</b> 傭船者の要求により船員が時間外その他特別の労務に従事するときは、傭船者がその手当を負担し、船員法その他の本契約に適用される法令及び本契約に適用される安全管理規程に基づき実施されなければならない。</p>	<p>第一部Box欄⑫オーバータイム 傭船者が船員を時間外その他特別の労務に従事させたときは、 〔 □あらかじめ示された船主規定により □1暦月間、金 円として 〕 その報酬を支給する。</p>

### タンカー：タンカー定期傭船契約書第6条

新書式	旧書式
<p><b>第6条【オーバータイム】</b> 傭船者の要求により船員が時間外その他特別の労務に従事するときは、傭船者がその手当を負担し、船員法その他の本契約に適用される法令及び本契約に適用される安全管理規程に基づき実施されなければならない。</p>	<p><b>第6条【時間外その他特別労務手当】</b> 傭船者の要求により船員が時間外その他特別の労務に従事したときは、あらかじめ示された船主規定により傭船者がその手当を負担する。</p>

# 平成31年2月の契約書改正のポイント

## トラブルになりやすい事由に対応するための条項④

長期に及ぶ傭船契約の場合、法令または傭船者の契約上の目的により、本船の仕様変更が求められる場合があるため、これに対応するための条項を規定。

### 一般貨物船：定期傭船契約書第35条

新書式	旧書式
<p><b>第35条【本船仕様の追加変更】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 法令により本船の改造、構造上の変更又は機器、属具、荷役装置等の追加が求められるときは、船主は、自己の時間、費用及び責任により、必要な措置をとらなければならない。</li><li>2. 傭船開始後、貨物所有者、荷役施設管理者等の要請により本船の検査、改造、構造上の変更又は機器、属具、荷役装置、その他一切の装備の追加が求められたときは、傭船者は、船主の承諾を得て、傭船者の時間、費用及び責任により、それらを変更又は追加することができる。</li><li>3. 前項の費用に関し、船主が追加された装備を買い取る場合は、本契約終了時において傭船者と合理的配分で精算する。</li></ol>	<p>明示規定無し</p>

# 平成31年2月の契約書改正のポイント

## トラブルになりやすい事由に対応するための条項④

### タンカー：タンカー定期傭船契約書第11条

新書式	旧書式
<p><b>第11条【本船仕様の追加変更】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 法令により本船の改造、構造上の変更又は機器、属具、荷役装置等の追加が求められるときは、船主は、自己の時間、費用及び責任により、必要な措置をとらなければならない。</li><li>2. 傭船開始後、貨物所有者、荷役施設管理者等の要請により本船の検査、改造、構造上の変更又は機器、属具、荷役装置、その他一切の装備の追加が求められたときは、傭船者は、船主の承諾を得て、傭船者の時間、費用及び責任により、それらを変更又は追加することができる。</li><li>3. 前項の費用に関し、船主が追加された装備を買い取る場合は、本契約終了時において傭船者と合理的配分で精算する。</li></ol>	明示規定無し

## 平成31年2月の契約書改正のポイント

# 商法改正に対応した定期傭船契約における条項の新設及び改定

### 船主の義務・関連

- 船主の堪航能力担保に対する注意義務に関し、旧書式では「傭船開始の時」だけに課されていたが、商法の規定に合わせ「本傭船の下で貨物を運送する各航海の開始の時」にも課すこととした。

### 傭船者の義務・権利関連

- 船主が本船をもって傭船者の指図に従って傭船者にサービスを提供する契約であることに鑑み、仮に船主が傭船者の指図に従った結果として、契約上その負担を合意していない損害を被った場合、傭船者がその損害を補償する義務を負うこととした
- 傭船者は、安全な港及び場所間の航海しか指示できないこととした(商法上規定されなかった事項)

### オフハイヤー関連

- 定期傭船契約の趣旨に鑑み、傭船者にサービスを提供できなかった時間をオフハイヤーの時間とし、元来た航路を戻ったり、離路したりした場合は、「再び同一又は目的地から等距離の地点」に到達するまでの時間をオフハイヤーの時間にすることとした

### その他

- 船長は、本船の使用に関して傭船者の指図に従う旨を明記した
- 船舶衝突の場合において、民法第719条(共同不法行為者の責任)及び商法第788条(船舶所有者間の責任の分担)の規定による、航海過失免責の無効化を回避するため、双方過失衝突条項を規定した

## 契約書様式の普及のための取り組み

- 日本内航海運組合総連合会と共催で、主要都市及び西日本各地において不公正取引防止委員会の説明会(下請法関連)を開催(毎年7~8カ所)。
- 同説明会において、海運集会所は主に同所制定の内航定期傭船契約書について解説。

## 内航海運業界における契約に関するトラブル・紛争の事例

- 仲裁手続において、期間途中の解約に関するトラブルが多い。
- 日頃の相談案件として、オフハイヤー問題や当事者間の権利義務関係に関するもの等(年間70~80件程度)

## 普及に向けた課題

- 海運集会所の契約書式は、荷主及び海運事業者双方を含む利害関係者にお集まりいただき、公平な観点から作成されているが、実際には独自の契約書式を用いる場合や、海運集会所の契約書式を一部修正・削除して用いられる場合も見られる。
- このため、契約書式のさらなる普及や適切な使用のためには、最低限契約で記載すべき事項を制度上位置づけることや、ガイドラインなどで望ましい契約のあり方を記載するなど、行政からの積極的なバックアップが望まれる。

## 【参考】日本海運集会所について

編集委員会、セミナー企画委員会、海事仲裁委員会、書式制定委員会、海難救助報酬斡旋委員会、の5つの常設委員会を組織し、月刊総合物流誌「海運」の発行や各種セミナーの開催(年間約70コース)、仲裁手続、海事に関する各種標準書式の制定・改定等を行う一般社団法人(会員数:約400社)

### 沿革

- 1921年: 第1次世界大戦後の海運市況の混乱期に、ロンドンの海運取引所The Baltic Mercantile & Shipping Exchange, Ltd.を参考として、日本に商談に適する場所と設備を提供し、わが国海運業の発展に寄与することを目的に設立
- 1926年: 海事仲裁委員会を設置し、わが国唯一の常設海事仲裁機関となる
- 1933年: 株式会社を解散して公益法人「社団法人日本海運集会所」を設立し、仲裁、書式制定、情報提供、調査活動等を行う
- 1953年: 編集委員会を設置
- 1958年: 書式制定委員会を設置(ただし、1926年に書式制定委員を任命し、翌年定期傭船契約書を制定、以降各書式を制定・改定している)
- 1968年: ボルチック海国際海運協議会(BIMCO)との間で標準契約書式の制定と普及について業務提携を開始
- 1979年: 海難救助報酬斡旋委員会を設置
- 2006年: セミナー企画委員会を設置
- 2013年: 一般社団法人へ改組